

# 各公募書類の改訂等について

令和2年10月27日

# 各公募書類の主要な改訂（修正）箇所等

| 公募書類           | 該当箇所                  | 内容  |
|----------------|-----------------------|---|
| 実施契約書<br>(案)   | 第83条<br>(契約不適合責任)     | ・応募者との意見交換を踏まえ、事業終了後の契約不適合条項に係る免責規定を追加。<br>(民法改正に伴い、従前の「瑕疵担保」から「契約不適合」へと表記を変更。)                       |
|                | 第105条第3項<br>(新技術の導入)  | ・応募者との意見交換を踏まえ、知的財産権対象技術の取扱いについて検討。   |
|                | 第39条等<br>(改築計画の作成)    | ・応募者との意見交換を踏まえ、流域下水道事業の改築計画における提案ルールの明確化を検討。  |
|                | 第25条<br>(第三者への委託)     | ・応募者との意見交換を踏まえ、第三者への委託に係る事務手続きの簡素化を検討。  |
| 要求水準書<br>(案)   | 第2 経営に関する<br>要求水準     | ・応募者との意見交換を踏まえ、運営権者が県へ提出する書類の提出期限を変更。<br>・モニタリング基本計画書（案）についても、同様の修正を実施。<br>・実施契約については、次の改定時に同様の修正を実施。 |
| 優先交渉権者<br>選定基準 | 「5.運転管理・保守<br>点検」留意事項 | ・配置人員数の根拠および保守点検の頻度の根拠については、場合によらず、必ず記載<br>することとした。   |
| その他            | 経営審査委員会               | ・応募者との意見交換において、（仮称）経営審査委員会の枠組み（イメージ）につい<br>て示すよう求められたことから、提示にあたりPFI検討委員会より意見をいただきたい。                  |

# ① 事業終了後の契約不適合条項に係る免責規定の追加

## ■ 検討の背景

〔実施契約書（案）第83条〕

- ・ 運営権設定対象施設の契約不適合に関する県の責任等は、事業開始後 1 年間について、当該契約不適合から運営権者に生じた損害又は費用等の額が 1 件につき100万円を超えた場合に限り補償する。〔実施契約書(案)第11条〕
- ・ 一方、事業終了時の運営権者の契約不適合は、期間は 1 年間としているものの、免責事項が無いことについて、応募者より**対等な契約条件**を設定するよう求められた。



## ■ 以下の内容を追加

- ・ **施設の契約不適合**：当該契約不適合から県又は県の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円を超えた場合に限る。
- ・ **情報の契約不適合**：当該契約不適合から県又は県の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円を超えた場合に限る。ただし、100万円を超えない場合であっても、運営権者は、県又は県の指定する者において**当該情報の契約不適合を是正又は訂正できるよう、最大限協力**する。

免責規定を設ける一方で、運営権者には是正の努力義務を設定

## ② 知的財産権対象技術の取扱いについて（1/2）

### ■ 検討の背景

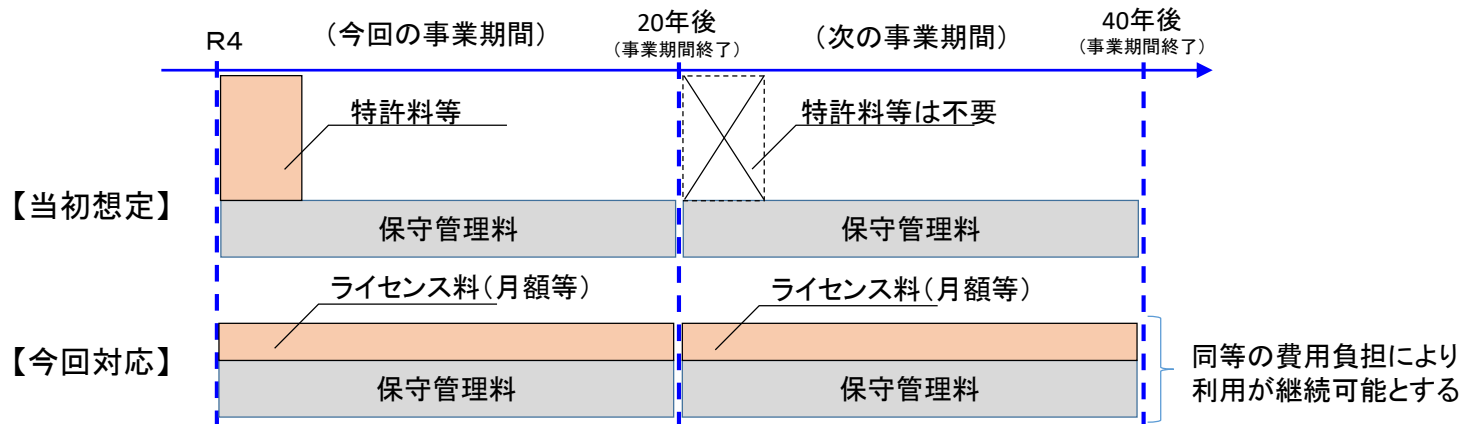
- 事業期間中に運営権者が導入した知的財産権対象技術については、事業期間終了後においても、県及び次期運営権者等が、同じ条件で使用を継続できる必要があることから、以下の規定を設けた。

〔実施契約書(案)105条第3項〕

運営権者は、…（中略）…県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。 …下図：【当初想定】

### ■ 応募者の要望（1）ライセンス料等（無償での利用許諾の除外）

- 知的財産権を所有する株主等に対して、運営権者が定期的に（月額等）ライセンス料を支払う場合があり、この場合においては、将来まで無償とすることは困難である。 …下図：【今回対応】



### ○ 対応案 ○

次期運営権者は、運営権者が株主等に支払っていたライセンス料と**同額を上限とし負担**（保守管理費を含む）することで、引き続き当該技術を利用できることを定める。

## ② 知的財産権対象技術の取扱いについて（2/2）

### ■ 応募者の要望（2） 知的財産権対象の目的外使用等の禁止

- 「無償かつ無期限で許諾」した場合には、次期運営権者による技術の目的外利用があった場合でも、運営権者は次期運営権者に対して直接、契約に基づく責任を追及できない。
- 無償かつ無期限であること以外の条件の付与等について、運営権者と次期運営権者の間で交渉及び取決めを行う機会を確保してほしい。



### ○ 対応案 ○

- 県が指定する者は、原則として運営権設定対象施設の「運転管理業務を県から受託する者」に限定。
- **県は運営権者と次期運営権者との間で、知的財産権対象技術の取扱いについて、協議等を行う機会を確保するよう努める。**（次期運営権者の公募条件とする等）。

### ③ 下水改築計画のルールの特化（公平な競争条件の確保）

#### ■ 検討の背景

〔実施契約書（案）第39条〕

- 募集要項では、県が示した改築計画に含まれない施設であっても、改築計画に含めて改修することが可能であり、提案が効果的・効率的と判断される場合には評価される。
- 一方、流域下水道事業は交付金を活用し、実費精算する規定としているため、実現性のない安価な提案により価格点での評価を狙うことや、県の改築計画から故意に改築対象施設を除外し、事業期間中の故障等の多発を理由に、県に追加の費用負担や改築費の増額を求めることが懸念されるとの意見が応募者より出された。

#### ルールを明確化

|               |     | 提案時の改築計画 | 改築提案上限額 | 事業開始後の改築 |
|---------------|-----|----------|---------|----------|
| 県計画の改築対象設備    | A設備 | ○        | 265億円   | ○        |
|               | B設備 | ○        |         | ○        |
|               | C設備 | ×(※1)    |         | → ○      |
|               | D設備 | ×(※1)    |         | ×        |
|               | ⋮   | ○        |         | ○        |
| 県計画では改築対象外の設備 | H設備 | ×        | -       | ×        |
|               | I設備 | ×        |         | ○        |
|               | J設備 | ○(※2)    |         | ○        |
|               | K設備 | ○(※2)    |         | ○        |
|               | ⋮   | ×        |         | ×        |

自らの提案により改築計画から除外した設備が、事業期間中に改築が必要となった場合は、  
**「運営権者の負担」**により改築を実施

県計画で改築対象外の設備が、事業期間中に改築が必要となった場合は、  
提案時の**「改築計画の入れ替え」**により対応。

想定外の事象で改築を実施

提案時の改築費用の上限額は265億円

入れ替えによる対応が出来ない場合、改築費の増額も含め協議を実施

(※1) 県計画の改築対象設備を改築しない場合は、改築しない理由や根拠を提案書で示す。  
(※2) 現場条件を十分確認した上で、県計画では改築対象外の設備の改築を提案した場合には、内容を踏まえ評価する。

## ④ 第三者への委託に係る事務手続きの簡素化

### ■ 検討の背景

〔実施契約書（案）第25条〕

- 現在の実施契約書（案）においては、SPCによる第三者への委託・再委託または下請負において、全ての案件で、県に対して事前の通知または承認及び契約書の写し等の提出を必要としているが、応募者より県と運営権者の双方の事務が煩雑であるとの意見が出された。

### ■ 規定の変更

|               |         | 現行          |       | 改正案         |       |
|---------------|---------|-------------|-------|-------------|-------|
| 委託先           | 業務      | 手続          | 提出書類  | 手続          | 提出書類  |
| 株主または<br>協力会社 | 運転管理業務  | 事前通知        | 締結の前後 | 報告          | 不要    |
|               | それ以外の業務 | 事前通知        | 締結の前後 | 報告          | 不要    |
| 上記以外<br>の第三者  | 運転管理業務  | <b>事前承認</b> | 締結の前後 | <b>事前承認</b> | 締結の前後 |
|               | それ以外の業務 | 事前通知        | 締結の前後 | 報告          | 不要    |

提案書に  
明記されて  
いるため

〔 【提出書類】 （締結前） 委託内容 / （締結後） 契約書の写し 〕

- 「事前承認」が必要な案件を除き、「報告」で足りるものとする。
- 提出は不要とするが、県が求めた場合※には提出しなければならない規定を設ける。

※下請け業者に不祥事や紛争が発生した場合等

## ⑤ 報告書提出期限の変更

〔要求水準書2.1.4〕

### ■ 検討の背景

- ・ 各種報告書等について、運営権者から県への提出期限が短いとの意見が応募者より出された。
- ・ 年次で提出する書類等については、会社法の規定により決算日（年度末）から3ヶ月以内に株主総会を開催し、報告後でなければ県に提出できないため、対応は困難との意見が出された。
- ・ その他、半期、四半期で提出する書類についても、一般の民間企業と同程度の提出期限としてほしいとの要望が寄せられた。



| 書類         |            | 変更内容                                   |
|------------|------------|--|
| 年次で提出する書類  | 年間業務報告書    | 年度末から <b>60日</b> 以内 → <b>90日</b> 以内    |
|            | 財務諸表・監査報告書 |  |
|            | 監査報告書      |  |
| 半期で提出する書類  | 半期業務報告書    | 第2四半期末から <b>30日</b> 以内 → <b>45日</b> 以内 |
| 四半期で提出する書類 | 四半期業務報告書   | 各四半期末から <b>30日</b> 以内 → <b>45日</b> 以内  |



## ⑥ 「運転管理・保守点検」における「配置人員数」及び「保守点検の頻度」に係る根拠記載について

〔優先交渉権者選定基準 別紙1-9～11〕

### ■ 検討の背景

- 現在の優先交渉権者選定基準では、「運転管理・保守点検」における配置人員や保守点検の頻度等を現状より減らす場合には、以下を求めている。

各浄水場の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制、従事職員の実績、人員配置を記載すること。  
なお、現状より配置人員数を減らす場合には、その根拠を記載すること。  
…（中略）… 保守点検の頻度、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、現状より保守点検の頻度、配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。

■しかし、各応募者は、自ら導入する水処理設備や運転監視装置等により、現状の配置人員数も参考として、最適となる人員配置を提案することになる。よって、評価上は、施設の安定的な運営が可能であるかを確認するため、全ての人員の根拠について記載を求める必要がある。



このため、「記載上の留意事項」において、記述の見直しが必要となった。

### 【修正案】

各浄水場の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制、従事職員の実績、人員配置を記載すること。  
なお、人員配置については、その人員配置数の根拠も記載すること。  
…（中略）… 保守点検の頻度、従事職員の実績、人員配置を記載すること。  
なお、保守点検の頻度、人員配置数については、その根拠も記載すること。

## ⑦ (仮称) 経営審査委員会の構成イメージ

### ■ 検討の背景

〔実施契約書（案）第106条関連〕

- 各応募者より、経営審査委員会の枠組み（イメージ）の提示を求められていることから、応募者への提示にあたり、PFI検討委員会のご意見を伺いたい。

|      |  |
|------|--|
| 設置根拠 | 条例制定（地方公営企業法第14条に基づく必要な組織（附属機関）としての位置づけ）   |
| 目的   | 「みやぎ型管理運営方式」の的確な運用を図るため、下記諮問内容について調査・審議し、答申を行う<br>(県及び運営権者は意見を最大限尊重する)   |
| 諮問内容 | 1. 運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果<br>2. 予測困難な環境変化に起因する運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定の内容<br>3. 利用料金の改定内容<br>4. 改築計画書の内容<br>5. 第80条第2項に定める本事業期間終了時の残存価値の算定内容<br>6. 県及び運営権者間の紛争内容<br>7. 前各号のほか、契約書において経営審査委員会の意見を求めることとされている事項<br>8. 前各号のほか、本事業等に関し経営審査委員会による意見表明が必要と県が合理的に認める事項<br>(実施契約書（案）より) |
| 構成員  | 10名程度（附属機関等の設置・運営に関する基本方針第4」に順じ原則10名以内）  |
| 委嘱期間 | 3年間とし、再任は妨げない  |
| 開催頻度 | 年2回及び臨時（モニタリング基本計画書（案）より）  |
| 情報公開 | 原則公開   |